

第215回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：平成元年6月28日(木)13:00～13:30

場 所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは215回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　第2部として記載している5つの議題につきましては、個別民間企業の情報等を取り扱うことから、これらの議事については、委員会として必要とご判断された場合には非公開とし、議事要旨については、後日委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

また、会議資料につきましては、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談することとさせていただければと思います。

以上、ご判断いただければと思います。

○八田委員長　どうもありがとうございました。今ご説明があったとおり、議事次第で「第2部」と記載されている議題については、非公開の開催とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

最初の議題です。議題(1)は、「一般送配電事業者及びガス導管事業者の収支状況等の事後評価の在り方について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、最初の議題についてご説明させていただきます。お手元の資料の資料3、3/147をお開きいただければと思います。

議題としましては、一般送配電事業者及びガス導管事業者の収支状況について、事後

評価を行ってきているところでございますが、これについて、より効果的で実行性の取り組みに発展させていくということで、その全体像、あり方を見直すというものでございます。

まず、背景といたしまして、1.のところをごらんになっていただければと思います。現行の託送料金制度をここでご紹介しております。震災後の電力・ガスシステム改革の中で、小売全面自由化後の託送料金設定の適正性、透明性を確保するという観点から、料金の値上げについては認可制、それから、事業者効率化のインセンティブを付与するために、値下げについては変更命令付きの届け出制を採用しております。

その際、事後評価につきましては、震災前から行ってきておりましたストック管理といわれている、超過利潤が一定を超えたときに約款の改定をするというものに加えまして、フロー管理といわれている原価の乖離率が一定を超えたときにも、やはり約款を改定するというような制度としてこれまで実施をしてきているところでございます。

その次のこの部分でございますけれども、委員会としては、平成28年度分から電力について、平成29年度分からガスも加えて事後評価を行ってきたわけなのですが、別途、委員会での決定に基づきまして、上乘せをするような形で、いろいろな取り組みを行ってきたということでございます。

別添の参考資料3-2、平成29年1月24日決定というもので、過去にこちらの委員会で決定いたしました内容を記させていただきます。説明は省略しますが、これに基づきまして、2ページ目の真ん中辺ぐらいのところ、各事業者の取り組み状況に係る評価項目の例ということで、効率化の取り組み状況、それから託送収支の増減の詳細な要因分析であるとか、代表的な設備に係る調達価格の水準、高経年化対策等の設備の更新、修繕等の方針云々と、以下は省略しますが、こうした点について決定し、これを事後評価の中で実際に評価、分析を行ってきたということでございます。

資料を前に戻らせていただきまして、資料3の1ページ目でございます。見直しの方向性というところですが、こうした取り組みを進めてきたことによって、一定の評価というものはあるのではないかと私どもとしても考えております。例えば、この各社の収支状況、経営効率化の実態が明らかになり、また、取り組み状況の見える化を通じて、ほかの事業者に対する横展開ができるというか、促されるようになっていったといったような、そういう目的は果たしてきたと考えております。

「しかしながら」と。ここからが見直しの方向性のところでございますが、引き続き、

さらなる効率化を促していくとか、必要な投資をきちっとやれるような環境を整えていくと考えていった場合には、いわゆる査定的な手法、料金審査というのは、もともと料金を認可する機能が割と主要なミッションなわけなのですけれども、そういう査定的な手法にとらわれることなく、目的に対応するような形で、場、手法、それから時期を考えながら検討を発展させていくということが望ましいと考えております。

したがって、見直しの中身といたしましては、従来から法令上位置づけられている事後評価、ストック管理、フロー管理等ということになりますけれども、これらにつきましては、従来どおり事後評価の中できちっと対応していくということになりますが、先般、委員会で決定した内容、それから、ほかの審議会等、監視委員会で評価、分析を加えるというようにされてきたようなもの、要するに、上乘せをしている部分につきましては、その目的を整理して、必要に応じて場のあり方も含めて考えていくというのが望ましいのではないかとというご提案でございます。

また、その下のところにありますけれども、こういう取り組みをやっていくときに必要になってくるものは、事業者みずからの説明責任が非常に重要になってきています。現在も法令上位置づけられている託送収支も、例えば通常の3月決算の会社であれば、7月に託送収支の公表をなされるわけなのですけれども、そういうことだけでなく、種々の取り組みにつきましても、きちっとその説明責任が果たされていくということが必要であり、この点につきましては、制度的な対応も含めて、効果的で実行のある取り組みに発展させていくという検討を行っていったらどうかと考えております。

それで、先ほど私が言及させていただきました、委員会として決定した内容につきまして、この取り扱いが一応論点になるわけなのですけれども、これにつきましては、今後行われる目的に応じた検討の中で、これに置きかわっていくという整理で対応させていただければとご提案をする次第でございます。

スケジュール感です。まず一番最初のところの、本日は見直しの大きな方向性についてご審議いただき決めていただくということを想定しております。

それ以降のところでございますが、7月末になりますと、一般送配電事業者、ガス導管事業者において、平成30年度の託送収支の公表がございます。これに基づきまして、秋口ぐらいにかけて、先ほどの上乘せ部分をどのように今後検討、発展させていくかという検討を事務局内でも進めてまいりたいと考えております。

秋ぐらいになりますと、その託送収支が出たことに伴いまして、経済産業大臣から当

委員会に対して意見聴取がまいります。それを受けて、委員会として改めて今年度の料金審査の専門会合の事後評価及びその他の検討についてのあり方をご審議いただきたいと考えております。それを踏まえまして、料金審査専門会合を開催し、先ほど申し上げました法令上の位置づけのある事後評価を行う。それをきちっとまとめた上で、それとはちょっとモードチェンジをしたところで必要な検討を必要に応じて行っていく、そんなスケジュール感を考えております。ご提案申し上げる事項は以上でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明内容についてご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。林委員。

○林委員　　ご説明ありがとうございました。いろいろこれまでのやり方自身もしっかり効果を出してという中での、今後さらに査定的な手法にとらわれないということ、あと、すみ分けをしっかりと、より効率的にやっていくという提案ということで、方向性としては非常にいいと思っております。

今のスケジュールの中でしっかりやっていっていただきたいと思っておりますし、一方で、切り出した部分を今後しっかりとやるかということも、先ほどご説明もありましたので、そういった意味で、この流れに従ってしっかりやっていただければいいと思います。よろしく申し上げます。

○八田委員長　　ほかにありませんか。

○圓尾委員　　私もずっと料金審査専門会合に出席させていただいていましたけれども、おっしゃったとおり、今までやってきたことというのは、事業者間でのいい意味での情報交換ですとか、つまり一定の成果は生み出してきたと思います。成果を出した者は事業者にも、今後、継続的に実質的にお願いするとして、今後、再エネの普及ですとか、高経年化対策ですとか、料金の観点でも重点的にみななければいけないポイントというのは変わってくると思いますので、それはそれでその時々に応じて、料金審査専門会合の中か、もしくは適切の場で議論を深めていくというのは非常に大事なことだと思います。こういう色分けをするのは、業務の効率化の面からもとてもいい話ではないかなと思っておりますので、このとおりにやっていただければと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。北本委員、何かありますか。

○北本委員　　私も皆さんと同じ意見で、より論点が前回の会合で出たと思いますので、その中の発生可能性とか実現可能性を考慮して、どういう場を選んでいくかを検討して

いただくのが一番効率的だと思いますので、このまま進めていただければと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。私も、これはこのような経験からだんだんでき上がっていくもので、とてもいい考えだと思います。

それでは、ご異論がございませんでしたので、今の案のとおり進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次は議題（２）「『適正な電力取引についての指針』の改定にかかるパブリックコメント募集について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　PDFでいうと13ページ、資料4と振ってあるものでございます。

これは、適正な電力取引についての指針、いわゆる適正取引ガイドラインの改定の案件でございます。ご存じのとおり、電気事業法におきましては、2020年度から一般送配電事業者と送電事業者については、法的分離を行うということにされておりますが、それにあわせて、いわゆる行為規制を導入するというようにされてございます。この行為規制の詳細については、省令で定めるということにされているところ、電力・ガス取引等監視委員会の制度設計専門会合におきまして、その内容について審議をいたしまして、昨年、ここに書いてございます法的分野をあわせて導入する行為規制の詳細についてというとりまとめを行いました。

このとりまとめ、後ろにつけてございますが、こういったものを昨年とりまとめてございます。これにつきましては、既に大臣に、昨年6月18日に建議をしております、その建議を踏まえて、既に省令の改正が行われております。ただ、このとりまとめの内容の中には、省令に盛り込むもの以外に、ガイドラインにも盛り込むべき内容がございますので、そのために今回、ガイドラインの改正案の作成をいたしました。このガイドラインの改正案を、今後パブリックコメントを行った上で大臣に建議をしまして、実際にガイドラインの改正につなげていくということで進めていきたいと考えてございます。

きょうは、改正案の内容等をご確認いただくとともに、パブリックコメントを始めていいかということについてご審議をいただきたいということでございます。

実際に追記をするというか、ガイドラインに書く内容でございますが、ここに主なものの例を書いてございます。例えば、一般送配電事業者は、その特定関係事業者の間で兼職を行う者がいる場合には、あらかじめ委員会に説明するとともに、年1回程度、その業務内容などを一般に公表することが望ましいといったこと。取締役等の兼職禁止の

例外となるかどうかを判断する視点の詳細。それから、一般送配電事業者が特定関係事業者との間で人事交流を行う場合には、社内規定等により行動規範をつくることが望ましいという旨。あるいは、一般送配電事業者は、電柱に埋め込まれたサイズの小さい表示板などに刻印された商号等については、容易に視認できない場所に刻印または表示する場合として、引き続き用いることができるという旨。こういった内容を今回ガイドラインに記載するというものでございます。

この後ろに新旧対照表をつけてございますが、今申し上げたような内容を、例えば23ページのようなところだと、21のあたりから新しく入れた内容が入ってございますが、こういったあたりに、先ほど申し上げた兼職する者がいた場合には、その内容を説明し、また公表することが望ましいといった内容を書き込む。こういった改正を今回、案に盛り込んでいるということでございます。

以上、委員会で昨年まとめましたとりまとめの内容を反映させるために、適正取引ガイドラインを改正するという内容をご確認していただくとともに、これについてパブリックコメントを始めるということについてご確認をいただければと存じます。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。林委員。

○林委員　ご説明ありがとうございます。ガイドラインに追記する例なども今示していただきましたけれども、こういった方向でぜひパブリックコメントを募集していただきまして、きっちりやるべきところをしっかりとっていただければと思います。

○八田委員長　ほかの委員の方からご異論ございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、この方向で早速パブリックコメント募集の手続にとりかかっていたいただきたいと思います。

次に、議題（3）「日本卸電力取引所の市場監視業務等の在り方について」、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　資料、PDFの140ページでございます。何の話かということでございますけれども、日本卸電力取引所の市場監視体制についてでございますが、取引規模が相当拡大してございます。あわせて、ベースロード市場の開設を初めとする新たな市場開設などの取り組みも続いているところでございます。こういう背景から、

卸電力取引所における各種市場の公正な取引を確保する必要性が増大しているのではないかと考えてございます。

また、ともに取引参加者の信頼をこれまで以上に確立することで、さらなる流動性の向上にも寄与することが期待されるのではないかと考えてございます。

こういう問題状況認識のもとに、日本卸電力取引所における市場監視業務等について、現時点で何らかの具体的な問題行為が生じているということではないと理解してございますけれども、今後、より中立性、独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討することを日本卸電力取引所に対して要請したいというものでございます。

141ページのところに具体的な案文をつけさせていただいてございます。このとおりに要請したいということでございます。さらに付加的に若干説明させていただきますと、参考資料でございまして、具体的には144ページ目のところでございますけれども、現行の日本卸電力取引所の市場監視体制についてでございます。

まず現状について、商取引監視委員会という内部的な委員会が設置されているわけでございますけれども、現状では理事会に意見を述べるという限定的なものにとどまっておりますし、また、理事会自体が各種の市場監視に関する権能をもっているという状況になっております。

加えて、現実の体制においても、市場監視に関する専従職員は1名にすぎない等もございまして、商取引監視委員会も、四半期に1度の開催にとどまるということでございまして、主体的に不公正な取引を監視していくということについて、若干限界があるのではないかと考えてございます。

あわせて、右下の課題の3つ目のポツにも書いてございますけれども、今現状は、先ほどの繰り返しになるところでございますが、取引所の市場監視について、権能ですので、あくまで理事会がもっているということでございます。理事会の構成のうち、半分弱の3名については、事業者が理事になっているということでございまして、理事会自体、事業者がいることについて特段の問題意識をもっているわけではございませんけれども、市場監視について、意思決定に利害関係者が関与する、競争者の各種情報にアクセスすることが可能となっているということについては、その中立性、あるいは独立性の観点から、若干の課題があるのかもしれないと考えてございます。

したがって、具体的には、今から申し上げるようなことについて検討をいただく必要があるのではないかと考えてございますけれども、例えば日本卸電力取引所が担う

べき市場監視機能の具体的な範囲、外縁みたいなものであるとか、そういう範囲が確定された市場監視機能について、適切に行うことができる体制であるとか、人員であるとか、人員の育成であるとか、そういうことについて、論点の2つ目の点かなと思ってございます。さらに中立性、独立性の確保について議論の余地があるのだらうと思ってございまして、特に中立性、独立性みたいなところについては、リード文のところには書いてございますけれども、証券取引所であるとか、諸外国の電気の取引所とかが実態上どうなっているのかということも踏まえ、必要があれば、海外の状況も調査しながら、勉強会等を開催しながら、議論を自律的にやっていただく必要があるのではないかとこのことでございます。

以下ご参考でございますけれども、例えば147ページにご紹介させていただいてございます。東京証券取引所であれば、市場監視機能については、自主規制法人として、別法人で実施をしているという事例もありますし、あるいは先物のT O C O M、東京商品取引所については、別法人ではないのですけれども、自主規制委員会という市場監視機能を担うところに権限を委任しているといった事例もございまして、これはどちらかできなかったいけないということではございませんし、あくまで自律的に取引所が決めていく、検討していくべき話だと考えてございますが、例えばこういった事例もあるということで、今後、自律的に外国の状況等々も勘案しながら決めていってほしいということでございます。期限としては、各種の市場がどんどん始まっていることを踏まえると、今年度のうちにある程度の結論を得てほしいと考えてございます。

これを踏まえて、繰り返してございますけれども、資料5—1に書いてあるような文書で、取引所に対して要請を行いたいということでございます。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、これから調べて方向性を探ろうというわけで、この段階で方向を決めたわけではないということですね。

○木尾企画制度企画室長　　ございません。取引所が自律的に決める話であると考えてございます。

○八田委員長　　それでは、そういうことですが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。林委員。

○林委員　　ありがとうございました。これまで問題があるというわけではないという中で、ただ、確かにいろいろな市場とか、たくさんいろいろなものが複雑に絡まってい

く中で、いいタイミングだなと思いますので、ぜひこの方向性で進めていただいて、よりよい、今よりさらにより体制等をつくっていただければと思います。

○八田委員長　北本委員は何かありますか。

○北本委員　これから市場が拡大していく中で、ちょうどいいタイミングだと私も思いますし、今後、増加というところのポイントで、参加者の増加、または扱われる取引の複雑性というものを勘案して、どのように対処したらいいかというリスクとコントロールというポイントを実際に当事者が理解して、何か変化が起きたときにも、常にそれに対応できるような体制を意識してつくっていただきたいなと思います。

○八田委員長　私もこれ、非常に大切なことだと思うのです。これはこれでいいのですが、長い目でみたら、結局、市場でいろいろないいかげんな取引が行われているとか、内部情報が出ているとかというようなことがもしあると、市場自体の信頼にかかわって、誰もこの市場を活用しなくなるということで、市場の運営者にとって困ったことだから、元来ならば、取引所をもっているところが非常に強い動機をもって監視するということになっていなければいけないのです。

では、取引所が取引所を運営する、どんどん大きくしていくことに対する強い動機をもっているのかというと、外国の例でいえば、利潤を得る取引所がやっている場合には、それは物すごくある。それから、国が直営で、あるいは間接的に国が最終的にもっているときは、それなりの動機がある。ところが、日本の場合、何となくその中間なのです。だから、そこで自主的に自分たちが本当に頑張ろうというところに対する動機づけといいますか、ご褒美が本当に与えられているのだろうかというところに、最終的には行き着く課題もあると思います。とにかく第一歩を踏み出さなければいけないと思いますので、ある意味では、もっと前にやってもよかったわけで、大変いい方向、第一歩だと思います。

それでは、これもごさいませんようですので、あのおり対応していただきたいと思っています。

それでは、第1部で予定していた議事は以上なのですけれども、何かほかにありますか。

○都築総務課長　第2部は非公開となりますので、一般傍聴の皆様方におかれましては、こちらでご退室をお願いできればと思います。

以上です。

—了—